

平成22年6月第2回八街市議会定例会会議録（第6号）

.....
1. 開議 平成22年6月17日 午前10時10分

1. 出席議員は次のとおり

2番 桜田 秀雄
3番 林 修三
4番 山口 孝弘
5番 小高 良則
6番 湯浅 祐徳
7番 川上 雄次
8番 中田 眞司
9番 古場 正春
10番 林 政男
11番 横田 義和
12番 鯨井 眞佐子
13番 加藤 弘
14番 古川 宏史
15番 山本 邦男
16番 京増 藤江
17番 右山 正美
18番 小澤 定明
19番 京増 良男
20番 丸山 わき子
21番 新宅 雅子
22番 北村 新司

.....
1. 欠席議員は次のとおり

なし

.....
1. 地方自治法第121条の規定による会議事件説明のための出席者は次のとおり

| | | |
|---|----|-----------|
| 市 | 長 | 長谷川 健一 |
| 副 | 市長 | 高橋 一夫 |
| 教 | 育 | 長 川島 澄男 |
| 総 | 務 | 部 長 浅羽 芳明 |
| 市 | 民 | 部 長 森田 隆之 |
| 建 | 設 | 部 長 糸久 博之 |

| | |
|-------------|---------|
| 会 計 管 理 者 | 江 澤 弘 次 |
| 教育委員会教育次長 | 越 川 みね子 |
| 農業委員会事務局長 | 藤 崎 康 雄 |
| 監査委員事務局長 | 秋 山 昇 |
| 選挙管理委員会事務局長 | 長谷川 淳 一 |
| 財 政 課 長 | 加 藤 多久美 |
| 水 道 課 長 | 醍 醐 文 一 |
| 国 保 年 金 課 長 | 石 毛 勝 |
| 介 護 保 険 課 長 | 醍 醐 真 人 |
| 下 水 道 課 長 | 吉 田 一 郎 |
| 学校給食センター所長 | 石 川 孝 夫 |
| 農 政 課 長 | 加 瀬 芳 之 |
| 商 工 課 長 | 麻 生 和 敏 |
| 環 境 課 長 | 中 根 一 訓 |
| クリーンセンター所長 | 宮 崎 充 |
| 総 務 課 長 | 長谷川 淳 一 |
| 厚 生 課 長 | 藏 村 隆 雄 |
| 道 路 河 川 課 長 | 勝 股 利 夫 |
| 庶 務 課 長 | 河 野 政 弘 |

+

+

1. 本会議の事務局長及び書記は次のとおり

| | |
|---------|-----------|
| 事 務 局 長 | 今 井 誠 治 |
| 副 主 幹 | 鯨 岡 修 子 |
| 主 査 | 小 川 正 一 |
| 主 査 補 | 吉 田 美 恵 子 |
| 主 事 | 武 藤 佳 人 |

1. 会議事件は次のとおり

○議事日程（第6号）

平成22年6月17日（木）午前10時開議

日程第1 発議案の上程

発議案第2号から第7号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

日程第2 議案第6号から議案第13号（議案第9号を除く）

請願第22-1号から請願第22-2号

追加日程第1 委員長報告、質疑、討論、採決
発議案の上程
発議案第8号
提案理由の説明
委員会付託省略、質疑、討論、採決

+

○議長（北村新司君）

ただいまの出席議員は21名です。したがって、本日の会議は成立しました。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付のとおりです。

日程に入る前に報告します。

最初に、各常任委員会付託事件について、各委員長から審査報告書の提出がありましたので、配付しておきました。

次に、市長の専決処分事項に指定されている損害賠償額ほかの決定についての報告3件が議長あてに提出されましたので、その写しを配付しておきました。

以上で報告を終わります。

日程第1、発議案の上程を行います。

最初に、発議案第2号の提案理由の説明を求めます。

○中田眞司君

それでは、発議案第2号について、説明をさせていただきます。

発議案第2号、口蹄疫の蔓延防止に向けた対策の充実強化等を求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月17日提出。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議会議員、中田眞司。

賛成者、同じく湯浅祐徳議員、同じく京増藤江議員、同じく山本邦男議員、同じく加藤弘議員、同じく鯨井眞佐子議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

口蹄疫の蔓延防止に向けた対策の充実強化等を求める意見書（案）

平成22年4月20日、宮崎県内で口蹄疫の類似患畜が発生して以来、6月1日までに16万9千881頭の疑似患畜及び患畜が確認され、殺処分または殺処分対象とされています。

国では、今回の口蹄疫発生後、発生原因及び感染経路の解明に着手するとともに、家畜共済掛け金の支払い猶予設定による資金繰り支援など、畜産農家に対する支援策も発表されたところであるが、今なお事態の収束には至っておらず、多くの畜産関係者は多大な不安を感じております。

こうした状況を受けて、千葉県では県内全農家の家畜（牛・豚）を対象とした調査を行い、異常がないことを確認していただいたところである。

また、市では、市内畜産関係者に対し、防疫対策の周知及び防疫体制の確保を徹底し、防疫薬剤等の配布を実施したところです。しかしながら、今回の口蹄疫発生については、その原因及び感染経路が、いまだ解明されておらず、今後、広範囲での感染拡大の恐れがあることから、市内の畜産関係者の不安は依然として払拭されていない。万が一、市内で口蹄疫が

発生すれば、同一敷地内の家畜はすべて殺処分の対象となり、市内はもとより県内畜産農家に与える影響は、はかり知れないものとなります。

よって、国においては、口蹄疫の蔓延防止に向けて、防疫体制の充実強化、あるいは被害を受けた畜産農家の経営安定に向けた支援の強化を進めるとともに、早期の事態収束を図るため、発生原因及び経路の解明を図るよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年6月。

八街市議会議長、北村新司。

内閣総理大臣、農林水産大臣あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同いただきますよう、お願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第2号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第2号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

○小澤定明君

この意見書は、提出すべきだと思います。4月20日に類似患畜が出たということで、政府においては、当時の農林水産大臣が5月の連休、遊んで歩いている。あのときに、即、手を打てば、ここまで蔓延していないと感じる。これは、幾ら意見書を出しても政府関係者が、その気にならないと、どんどん感染は拡大すると思うし、本当にとんでもない事態だと感じている。九州の畜産農家だけではなく、日本全国が本当に一喜一憂、みんな恐れていることだと思いますので、もっと強い意見書を出していただきたい旨、お願い申し上げます。

○中田眞司君

文章が非常に弱いということであれば、この蔓延の防止ということで、我々も望んでいるわけですので、もう少し強い文章表現で検討したいと思います。

○議長（北村新司君）

ほかに。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第2号についての討論を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで発議案第2号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第2号、口蹄疫の蔓延防止に向けた対策の充実強化等を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。発議案第2号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号、第4号の提案理由の説明を求めます。

○鯨井眞佐子君

それでは、初めに、発議案第3号について、説明をさせていただきます。

発議案第3号、子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書の提出について。

上記の議案を、次のとおり八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月17日提出。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議会議員、鯨井眞佐子。

賛成者、丸山わき子議員、同じく京増良男議員、同じく小澤定明議員、同じく山本邦男議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書（案）

子宮頸がんは、がんの中でも、ただ一つ予防できるがんであることは周知のことです。しかし、現在20歳代から30歳代の若い女性に罹患者が増えています。子宮頸がんは、ほかのがんと違って、自覚症状がないため発見が遅れ、国内では年間約1万5千人が発症し、約2千500人に上る大切な命が失われています。

子宮頸がんの主な原因は、HPV（ヒトパピローマウイルス）に感染し、約10年かけてがん細胞に変化する場合があります。定期的に検診を受けていれば、がんになる前に発見でき、早期の治療でほぼ100パーセント治すことができます。

また、定期的な検診受診とHPV予防ワクチン接種で、ほぼ100パーセント予防できます。既に世界100カ国以上で予防ワクチンが承認され、日本でもようやく承認されたところ です。

女性特有のがんの一つであり、100パーセント予防でき、100パーセント早期発見で治すことができる子宮頸がんの撲滅のため、ワクチン接種の公費助成の早期実現を強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年6月。

八街市議会議長、北村新司。

内閣総理大臣、厚生労働大臣、総務大臣あて。

続きまして、発議案第4号について、説明をさせていただきます。

発議案第4号、子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出について。

上記の議案を、次のとおり八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月17日提出。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議会議員、鯨井眞佐子。

賛成者、丸山わき子議員、同じく京増良男議員、同じく小澤定明議員、同じく山本邦男議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書（案）

細菌性髄膜炎は、乳幼児に重い後遺症を引き起こしたり、死亡に至る恐れが高い、重篤な感染症で、その原因の75パーセントがヒブ（H i b＝ヘモフィルスインフルエンザ菌b型）と肺炎球菌によるものです。

細菌性髄膜炎は、早期診断が困難なこと、発症後の治療には限界があることなどから、罹患前の予防が非常に重要で、H i bや肺炎球菌による細菌性髄膜炎については、乳幼児期のワクチン接種により効果的に予防することが可能です。世界保健機関（WHO）もワクチンの定期予防接種を推奨しており、既に欧米、アジア、アフリカなど100カ国以上で導入され、90カ国以上で定期予防接種とされており、こうした国々では発症率が大幅に減少しています。

日本においては、世界から20年遅れて、H i bワクチンが昨年12月に販売開始となり、小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）も欧米より約10年遅れて、今年10月に国内初承認され、来年春までに販売開始の予定となっています。

医療機関においてワクチンの接種が可能となっても、任意接種であるため、費用負担が大きく、公費助成や定期接種化など、子どもたちの命を守るための早急な対策が必要です。

そこで、細菌性髄膜炎の予防対策を図るために、政府におかれましては、次の事項について、一日も早く実現されますよう強く要望いたします。

記

1. H i bワクチン及び小児用肺炎球菌ワクチン（7価ワクチン）の有効性、安全性を評価した上で、予防接種法を改正し、H i b重症感染症（髄膜炎、喉頭蓋炎、敗血症）を定期接種対象疾患（一類疾病）に位置付けること。

2. ワクチンの安定供給のための手だてを講じること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年6月。

八街市議会議長、北村新司。

内閣総理大臣、厚生労働大臣あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますよう、お願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第3号、第4号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第3号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、発議案第4号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、発議案第3号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで発議案第3号の討論を終了します。

次に、発議案第4号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで発議案第4号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

最初に、発議案第3号、子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。発議案第3号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号、子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。発議案第4号は、原案のとおり可決されました。

次に、発議案第5号、第6号の提案理由の説明を求めます。

○川上雄次君

初めに、発議案第5号について、説明をさせていただきます。

発議案第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月17日提出。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議会議員、川上雄次。

賛成者、山口孝弘議員、同じく丸山わき子議員、同じく小澤定明議員、同じく古川宏史議員、同じく古場正春議員、同じく林修三議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書（案）

義務教育費国庫負担制度は、憲法上の要請として、教育の機会均等とその水準の維持向上を目指して、子どもたちの経済的、地理的な条件や居住地のいかんに関わらず、無償で義務教育を受ける機会を保障し、かつ、一定水準の教育を確保するという国の責務を果たすものである。

政府は、平成21年11月に行政刷新会議において、義務教育費国庫負担制度を事業仕分けの対象として論議した。

また、「地方主権」を確立するため、今夏にも「地域主権戦略大綱（仮称）」を策定するとしている。その中で、国から地方への補助金を廃止し、地方が自由に使える「一括交付金」の検討を開始している。義務教育と社会保障の必要額は確保するとしているが、義務教育費国庫負担制度についても論議される可能性がある。義務教育における国と地方の役割等について十分議論がされないまま、地方分権推進の名のもとに、このような検討が現実のものとなると、義務教育の円滑な推進に大きな影響を及ぼすことが憂慮される。

また、義務教育費国庫負担制度が廃止された場合、義務教育の水準に格差が生まれることは必至である。よって、国においては、21世紀の子どもたちの教育に責任を持つとともに教育水準の維持向上と地方財政の安定を図るため、義務教育費国庫負担制度を堅持するよう強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月。

八街市議会議長、北村新司。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

次に、発議案第6号について説明をさせていただきます。

発議案第6号、国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月17日提出。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議会議員、川上雄次。

賛成者、山口孝弘議員、同じく丸山わき子議員、同じく小澤定明議員、同じく古川宏史議員、同じく古場正春議員、同じく林修三議員。

それでは、意見書（案）の朗読をもって提案理由の説明とさせていただきます。

国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書（案）

教育は、憲法・子どもの権利条約の精神にのっとり、日本の未来を担う子どもたちを心豊かに教え、育てるという重要な使命を負っている。しかし、現在、日本の教育は「いじめ」「不登校」をはじめ、「学級崩壊」、少年による凶悪犯罪、さらには経済不況の中、失業者の増加による授業料の滞納等、さまざまな深刻な問題を抱えている。

一方、国際化・高度情報化などの社会変化に対応した学校教育の推進や教育環境の整備促進、新学習指導要領への移行による授業時数の増加や小学校における外国語活動の必修等に伴う経費の確保も急務である。

千葉県及び県内各市町村においても、一人ひとりの個性を尊重しながら、生きる力と豊かな人間性の育成を目指していく必要がある。そのためのさまざまな教育施策の展開には、財政状況の厳しい現状を見れば、国からの財政的な支援等の協力が不可欠である。充実した教育を実現させるためには、子どもたちの教育環境の整備を一層進める必要がある。

そこで、以下の項目を中心に来年度に向けての予算の充実をしていただきたい。

1. 子どもたちに、きめ細かな指導をするための公立義務教育諸学校における教職員の定数改善計画を早期に策定すること。
2. 少人数学級を実現するための義務教育諸学校における学級編制基準を改善すること。
3. 保護者の教育費負担を軽減するために義務教育教科書無償制度を堅持すること。
4. 現在の経済状況をかんがみ、就学援助に関わる予算を拡充すること。

5. 子どもたちが地域で活動できる総合型地域クラブの育成等、環境・条件を整備すること。

6. 危険校舎、老朽校舎の改築やエアコン、洋式トイレ設置等の公立学校施設整備費を充実すること。

7. 子どもの安全と充実した学習環境を保障するために、基準財政需要額を改善し、地方交付税交付金を増額すること。

国においては、教育が未来への先行投資であり、日本の未来を担う子どもたちに十分な教育を保障することが、国民の共通した使命であることを再認識され、国財政が非常に厳しい状況の中ではあるが、必要な教育予算を確保することを強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月。

八街市議会議長、北村新司。

内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますよう、お願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第5号、第6号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第5号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

次に、発議案第6号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

最初に、発議案第5号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで発議案第5号の討論を終了します。
次に、発議案第6号についての討論を許します。
討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで発議案第6号の討論を終了します。
これから、採決を行います。
最初に、発議案第5号、義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出についてを採決します。
この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。発議案第5号は、原案のとおり可決されました。
次に、発議案第6号、国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書の提出についてを採決します。
この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

+

○議長（北村新司君）

起立全員です。発議案第6号は、原案のとおり可決されました。
次に、発議案第7号の提案理由の説明を求めます。

○山口孝弘君

発議案第7号について、説明をさせていただきます。
発議案第7号、国民健康保険に対する国庫負担の増額、改善を求める意見書の提出について。
上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。
平成22年6月17日提出。
八街市議会議長、北村新司様。
提出者、八街市議会議員、山口孝弘。
賛成者、川上雄次議員、同じく丸山わき子議員、同じく小澤定明議員、同じく古川宏史議員、同じく古場正春議員、同じく林修三議員。
それでは、意見書（案）の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。
国民健康保険に対する国庫負担の増額、改善を求める意見書（案）
国民健康保険は、1958年（昭和33年）国民健康保険法によって、健康で文化的な最低限度の生活を保障する日本国憲法第25条を医療面で具体化し、国民皆保険制度を実現するものとして制度化された。

+

現在、国民健康保険加入者の状況は、高齢者が増え、さらに青年の非正規雇用者の加入なども増えている。そのため、国民健康保険は事実上、低所得者で他の医療保険に入れない人々の医療保険となっている。

ところが、加入者の所得は低下しているにも関わらず、年々保険料（税）が上がり、支払いが困難となっている世帯が増えている。国民健康保険には、被用者保険の事業主負担に当たるものがないため、国が国庫負担を定めている。保険料が高くなった原因は、医療費の増加とともに、国が国庫負担率を引き下げたことが大きく影響している。

1984年（昭和59年）までは、「かかった医療費の45パーセント」が国庫負担であったが、それ以降「保険給付費の50パーセント」となっている。つまり、かかった医療費の38.5パーセントに引き下げられた。さらに、市町村国民健康保険の事務負担金の国庫補助が廃止された。その結果、市町村国民健康保険の総収入に占める国庫負担の割合は、現在では30パーセント程度まで低下している。よって、国におかれては、国民健康保険を真に社会保障として存続させ、加入者が安心して必要な医療が受けられるようにするため、国庫負担を見直し、増額されるように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成22年6月。

八街市議会議長、北村新司。

衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますよう、お願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいま議題となっています発議案第7号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

これから、発議案第7号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第7号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで発議案第7号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第7号、国民健康保険に対する国庫負担の増額、改善を求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。発議案第7号は、原案のとおり可決されました。

日程第2、議案第9号を除く、議案第6号から議案第13号及び請願第22-1号から請願第22-2号を一括議題とします。

各常任委員長の報告を求めます。

最初に、林政男総務常任委員長。

○林 政男君

それでは、総務常任委員会からご報告を申し上げます。

総務常任委員会に付託されました、案件4件につきまして、去る6月10日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告を申し上げます。

議案第6号は、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、地方公務員の育児休業等に関する法律が一部改正され、配偶者が常態として子を養育している職員であっても、育児休業等の承認の請求ができることとなったことから、育児休業等の取得に係る関係規定を改めるものです。

審査の過程において委員から、「子育て支援策をより充実させるべきと考えるが、育児休業等の取得において、養育する子の対象年齢は何歳までか伺う。」という質疑に対して、「育児休業については、3歳までの子を養育する職員、育児短時間勤務及び部分休業については、小学校就学前の子を養育する職員を対象とし、育児休業等に関する法律に基づいて運用をするものです。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

第7号は、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、人事院規則の運用が一部改正され、3歳に満たない子を養育する職員の超過勤務の制限が新設されたことなどから関係規定を改めるものです。

審査の過程において委員から、「3歳に満たない子を養育する職員の時間外勤務の制限の規定について、『業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き』

とあるが、困難である場合とはどのような場合か伺う。」という質疑に対して、「担当課長が判断しますが、本当に特別な事情がある場合に限られると考えています。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第10号は、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。

これは、平成22年3月23日から印旛郡印旛村及び同郡本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合同約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するにあたり、地方自治法290条の規定により議会の議決を求めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第13号は、印旛郡市広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに印旛郡市広域市町村圏事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。

これは、議案第10号と同様、印旛村及び本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、印旛郡市広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び平成21年3月31日をもって広域行政圏計画策定要綱が廃止されたことに伴い、共同処理する事務の変更並びに印旛郡市広域市町村圏事務組合同約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するにあたり、地方自治法290条の規定により議会の議決を求めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定いたしました。

以上、総務常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願い申し上げます、委員長報告とさせていただきます。

○議長（北村新司君）

次に、川上雄次文教福祉常任委員長。

○川上雄次君

文教福祉常任委員会に付託されました、案件3件につきまして、去る6月11日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

議案第8号は、八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてです。

これは、スポーツプラザテニスコートの夜間照明設置工事が7月末の完成予定でありますので、供用開始にあたり、夜間照明設備の使用料を新たに定めようとするものであります。

審査の過程において委員から「多目的広場の夜間照明設備の21年度の利用状況について伺う。」という質疑に対して、「多目的広場の夜間の使用状況は、平成21年度につきまし

ては、約4千400人の方が利用されております。なお、平成20年度におきましては、約2千900人でありましたので、約1千500人増えている状況であります。」という答弁がありました。

次に「テニスコートの平成21年度の利用状況について伺う。」という質疑に対して、「平成21年度は、2万人を超える利用者がおります。平成20年度におきましては、約1万6千900人でしたので、利用者が増えている状況であります。」という答弁がありました。

次に「テニスコート夜間照明の使用料は、市外在住者は市民の2倍であり、差が大きいので配慮を検討していただきたいと思われるがどうか。」という質疑に対して、「テニスコート夜間照明につきましては、市民の健康増進を主に考え設置しようとするものであります。今後の利用状況を見て検討事項としたいと考えます。」という答弁がありました。

次に「中学生以下の子どもたちは、青少年の健全育成の面から使用料にとらわれず無料で貸し出しをする対応が必要ではないかと考えるが、使用料の設定根拠について伺う。」という質疑に対して、「使用料の設定につきましては、電気料金や建設費の一部を利用者に負担していただくということで計算しております。また、夜間照明につきましては、夜の時間帯であることから、中学生以下の利用は想定しておらず、一般の方の利用をもとにして算定しております。」という答弁がありました。

次に「中学生以下は親の生計のもとにおき、電気料金や施設設置費の一部を負担させることは、なじまないと考えられ、今後の検討課題とすべきと思われるがどうか。」という質疑に対し、「中学生以下の利用について、今後の利用状況等を把握し、検討してまいりたいと思います。」という答弁がありました。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

次に、議案第11号は、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてです。

これは、印旛村及び本埜村が廃止され、その区域が印西市に編入されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について、関係地方公共団体と協議するにあたり、地方自治法第291条の11の規定により、議会の議決を求めるものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

議案第12号は、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてです。

今回の補正予算は、被保険者証管理システム及び国民健康保険システムの改修業務に対し、国の特別調整交付金の補助が見込めることとなったこと、及び平成20年3月に老人保健医療制度が終了したことに伴い、その精算すべき金額が確定したことによるものです。既定の予算に1千939万5千円を増額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ76億3千151万円7千円とするものです。

歳入につきましては、国庫支出金 7 3 3 万 5 千円、前期高齢者交付金 1 千 2 0 6 万円を増額するものです。

歳出につきましては、賦課徴収費 7 3 3 万 5 千円、老人保健医療拠出金 1 千 2 0 6 万円を増額するものです。

採決の結果、賛成全員のもと、原案のとおり可決と決定しました。

以上、文教福祉常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申し上げます。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わります。

○議長（北村新司君）

次に、中田眞司経済建設常任委員長。

○中田眞司君

経済建設常任委員会に付託されました、案件 2 件につきまして、去る 6 月 1 4 日に委員会を開催し、審査いたしました。

審査の結果は、お手元に配付してあります報告書のとおりであります。若干審査内容についてご報告申し上げます。

請願第 2 2 - 1 号は、E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願です。

これは、E P A ・ F T A 推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し、「アジア太平洋自由貿易圏（F T A A P）」による農産物の関税撤廃を行わないことを請願するものです。

審査の過程において委員から、「請願書に、『戸別所得補償制度の政策効果を台なしに』とあるが、八街市の戸別所得補償制度の政策効果はどのくらいあるかについて伺う。」という発言に対して、「現在のところ、加入申し込みの申請は一件も出ておりません。」という答弁がありました。

次に、「請願書の中の、『農業に影響を与えない F T A 交渉』ということについて、どのように捉えているか伺う。」という発言に対して、「自由貿易に伴い、関税が撤廃されて、自由に外国の野菜等が入ってくるということで影響が出ると考えています。」という答弁がありました。

次に討論では、「命の糧である食と農がどうあるべきか、今問われています。飢餓人口が 1 0 億人を突破するなど、世界の食糧危機はますます深刻です。日本の食糧自給率が 4 0 パーセントという異常な水準に落ち込み、世界の人口の 2 パーセントの日本が、国際市場に出回る食料のうち 1 0 パーセントを輸入しています。国際農産物価格の暴騰により、アフリカやアジア、中米の食糧危機は深刻です。日本でも輸入に依存する食料品や飼料が高騰し、深刻な不況に拍車をかけています。2 0 0 8 年後半に一時的に穀物相場が下がりましたが、投機が繰り返され、国際機関や農水省は中長期的に高値が続くと見通しています。食と農を守るために、食糧自給率向上を国政の最優先課題にすべきです。J A 全中は、生産調整を強化されている中での義務輸入に怒りを表明し、輸入の削減、『義務的輸入』の政府統一見解の見直し、国内の需要に影響を与えないことなどを政府に申し入れました。千葉県の農業生産

高は3位であり、EPA・FTAを推進すれば、千葉県の農業・経済は、はかり知れない打撃をこうむります。また、2008年11月の内閣府世論調査において、国民世論も『食糧自給率を高めるべき』が93パーセント、『外国産より高くても国内で生産すべき』が94パーセントにも達しています。一方、政府と財界は、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたWTO路線を前提にした2国間・地域間の協定であるEPA交渉を推進しました。また、民主党はアメリカとの間で自由貿易協定（FTA）を締結し、貿易・投資の自由化を推進し、また、オーストラリアを含むアジア・太平洋自由貿易圏（FTAAP）の構築を積極的に推進しようとしています。この方向で自由化が実施されるならば、日本の農業は壊滅的な危機に直面します。農水省の試算によれば、『平成12から17年までの農家数の減少や作付面積の減少等に今後も歯止めがかからず、向こう10年も同じように推移すれば農業生産力は現状より25パーセント低下する』としています。世界では、食料を市場・自由貿易原理任せにするのをやめ、『食料主権』に基づく食料・農業政策の確立を求める流れが広がっています。国連でも、このような流れが広がっており、国連人権理事会『食料に対する権利』特別報告者のドシュッテル氏は、2009年3月、①各国の農業・食糧政策は、飢餓からの解放と安全な食を求める権利を実現するために決められるべきだ。②WTOや地域貿易協定（FTA・EPA）は、これを妨害する政策を強要してはならないと勧告しました。今求められていることは、歯止めなき自由化を促進する、WTO農業協定、EPA・FTA路線を見直し、食料政策を決める権利『食料主権』を保障する貿易ルールです。以上の理由から『EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願』に賛成いたします。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数のもと、採択と決定しました。

請願第22-2号は、備蓄米買入れと米価の回復・安定を求める請願です。

これは、2008年産を含む30万トン相当の備蓄米を適正な価格で買入れることを請願するものです。

審査の過程において委員から、「請願の趣旨として、理解できる面もあるが、これで米価が安定するのか疑問に思う。『秋には雪だるま式に過剰が広がり、米価の下落は底なしの状態になりかねない』と示されているが、平成5年には生産調整等ですっきりした政策とされながら、不作で暴騰があったわけである。生産者の採算が合う安定した価格設定をしなくてはならないが、また、暴騰があってもだめというのが農業政策であるが、30万トンを買入れてこの問題が解決するとは思えない。」という発言がありました。

次に、「現在の深刻な状況下では、これだけで問題が全て解決されるというわけではないが、最低限必要であるということが米農家の方の意見であり、米農家の方が生産できるような状況にしていきたいとの請願である。」という発言がありました。

次に討論では、「今、日本の農業はいかに40パーセント程度の自給率を上げていくかが最大の課題である。そのため、現在60代が中心という農業従事者の中に、いかにして若者を取り込むかという施策が重要である。30万トンの備蓄米を適正な価格で買入れること

で問題の解決にはならず、国は若い人たちを農業に取り込んでいくような政策を打ち出すことのほうが大事であると思います。以上の理由から、この請願に反対いたします。」という反対討論と、「食管制度が廃止され、下支えを外された米価はピーク時（1993年）の1俵（60キロ）2万2千760円から、現在は4割強、9千円近く下がっています。500ミリリットルのペットボトルの水は1本120円前後ですが、同じ量の米は100円程度の異常事態です。そのような中、政府は2月に備蓄米を16万トン買い入れましたが、買い入れ数量の少なさと合わせて、買い入れ価格は、相対取引価格（1万4千751円）を大幅に下回る1万2千950円台という異常な安値でした。それが米価先安のシグナルとなり、過剰感を一気に広げ、米価を下落させたことは、政府の重大な失政と言わざるを得ません。米価の下落に歯止めをかけ、需給と供給を安定させることは、『米戸別所得補償モデル事業』の円滑な運営にとっても、米の再生産や食糧自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定を図ることは緊急課題です。米は唯一自給が可能であり、日本の農業の土台です。農産物の一層の自由化と市場任せの政策をやめ、食糧自給率向上どころか『国産の米さえ危うい』ということになりかねない道に進むのか、それとも輸入規制を強め、価格保障を柱にした米政策の抜本的な転換で日本の水田を活かし切って、食料の自給率向上に向かうのかが問われています。ミニマムアクセス米の制度は、WTO協定上は輸入義務ではなく、最低限の輸入機会の提供にすぎません。この請願に対する反対討論では、いかに自給率を上げるかが最大の課題であり、若い人が農業に従事できるように国は考えるべきである。また、30万トンの買い入れだけでこのようなことが解決できるのか疑問であるとのことでした。確かに今の危機的な農業では、必要なことが多々あると思います。当面この30万トンを買うことは重要であると思います。農民には減反を迫りながら汚染米が発生しても、世界で米不足になってもミニマムアクセス米の輸入を続けていることは重大問題です。現在、国産米の在庫は、少しでも不作になれば不足するという綱渡り状態であり、国民の主食を確保する政策が求められています。以上の理由から、『備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願』に賛成いたします。」という賛成討論がありました。

採決の結果、賛成少数のもと、不採択と決定しました。

以上、経済建設常任委員会に付託されました、案件に対する審査の結果について、ご報告申しあげました。何とぞ、当常任委員会の決定どおり、ご賛同くださいますようお願いいたします。委員長報告を終わらせていただきます。

○議長（北村新司君）

以上で、各常任委員長の報告を終わります。

これから、各常任委員長の報告に対する質疑を行います。委員長報告に対する質疑の範囲は、委員会の審査過程及び結果に対する質疑に限られ、議案の審議に戻るような質疑はできませんので、ご了承願います。

最初に、総務常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑なしと認めます。

次に、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑なしと認めます。

次に、経済建設常任委員長報告に対する質疑を許します。

○川上雄次君

請願の第22-1号に関して、ちょっとご質問したいんですけども、この審議の過程の中で、この請願趣旨の説明の文言を見させてもらいますと、後段の方に現在政府が推進している戸別所得補償の政策効果を台なしにし、制度そのものを破綻させかねませんとありますが、この農家戸別補償制度、先ほどの報告の中でも八街では申請したところは1件もないという話ですし、この制度が始まってから非常に不公正な内容で、同じ農業についても基盤整備等の予算が削られて、戸別補償の方に回っていたりとか、あと、稲作農家だけでも、中でも不公平があり、また、野菜等の農家には補償制度がないというような、いろんな問題が出ているんですけども、これについては審議されたのか、質問があったのかどうか。その辺ちょっとお聞きします。

○中田眞司君

戸別補償の問題については、先ほど答弁したように、八街市内の問題で、ほかには質問はございませんでした。野菜の価格安定につきましても、当委員会では質問はございませんでした。

○議長（北村新司君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

これで、経済建設常任委員長報告に対する質疑を終了します。

議案第9号を除く、議案第6号から議案第13号及び請願第22-1号から請願第22-2号の討論通告受け付けのため、しばらく休憩しますので、休憩時間中に通告するようお願いいたします。

しばらく休憩します。

（休憩 午前11時10分）

（再開 午前11時28分）

○議長（北村新司君）

再開します。

これから、討論を行います。

請願第22-1号に対し、桜田秀雄議員から、請願第22-1号、請願第22-2号に対

し、京増藤江議員から、請願第22-2号に対し、山本邦男議員から討論の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、桜田秀雄議員の請願第22-1号に対する反対討論を許します。

○桜田秀雄君

それでは、請願第22-1号、EPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書、これについて反対討論をいたします。

先般、印旛農民センター、鈴木勝雄氏より提出された「EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願」について、去る6月14日、経済建設常任委員会において取りまとめのための審査が行われました。ご存じのように、EPA（経済連携協定）はFTA（自由貿易協定）の排他的関税の撤廃等を実施する要素を含みつつ、協定構成国間での投資の自由化、経済取引の円滑化、協力の促進など、幅広い分野を含む協定であります。

これまで、貿易のあり方についてはGATT（関税と貿易に関する一般協定）やWTO（世界貿易機構）のもとで多角的な自由貿易化が推し進められてまいりました。しかし、90年代以降、WTOの加盟国が急増したことや交渉事項が多様化したことにより、WTOでの合意形成が難しくなる一方、先進国と途上国の利害関係も絡み、一向に協議が進展しない状況にあります。

日本は、「どの国に対しても同様の条件で、関税などの通商規則を定める」とのWTO路線を取ってきましたが、1985年のEEC（欧州共同体）の成立と経験等を踏まえ、WTOを補完する立場からFTA路線を目指したものと理解しております。

既に2002年には、シンガポールとFTAを締結し、アジア各国を中心に交渉を模索、ご指摘の豪州とも11回の交渉を行っていると同っております。2国間、あるいは地域との多角的貿易の自由化を推し進めることは、WTOでの合意形成が進まない現状の中で当然であります。メリット、デメリットもございます。日本にとってのメリットは、第1に、関税の撤廃によって交渉相手国にもよりますが、貿易創造効果によって輸出の拡大が見込まれます。

第2は、不利益の解消であります。例えばメキシコとFTAを締結しているEUでは、関税がゼロに対し、対日、自動車の関税は20パーセントであり、EUとの価格競争で2割のハンディを背負っており、これが解消されることとなります。

第3に、WTOの交渉項目にない分野の先取りが可能であります。例えば、シンガポールとFTAでは関税の撤廃のほか、関税手続の簡素化、あるいはサービス貿易の自由化、投資環境の改善、知的財産権の保護などが盛り込まれ、日本企業のビジネス環境を広げています。

第4は、国内の構造改革の機運を盛り上げることができるということでもあります。特に、日本がFTA推進するためには、日本自身が一層魅力的な市場になることが求められます。

ご指摘の農業問題については、国民生活に密接に係る重大な課題であると、私も認識しております。近年、農業の担い手が減少する中、耕作放棄地は増加、農業の担い手も65歳以上が半数近くを占めるなど、このまま放置すれば日本の農業は10年後、20年後には自

然崩壊してしまいます。

また、小規模農家も大規模農家も関係なく、高い農機具を一そろいそろえるという非コスト主義農業、米の生産力はあるにも関わらず、減反を押しつける政策から脱却し、農業の法人化、農畜産物のブランド化を推し進め、逆に農産物を輸出できるよう農業経営の構造改革を押し進めるのが先と考えます。当然、デメリットとして農産物の輸入増、食糧自給率の低下も予想されます。

また、アジアを中心に農業分野での労働市場の開放も求められます。国は、「農林水産業は日本にとって極めてセンシティブな部分で、F T A交渉にあたっては、我が国の食糧安全保障に悪影響を与えないよう配慮するとともに、我が国の農林水産業における構造改革の進展具合を十分に念頭に置きながら、交渉する必要があるとの姿勢をとっています。

F T Aの推進は、我が国の成長にとっても不可分ではありますが、農業分野での急激な自由化による日本の農業の荒廃や労働市場の混乱は避けるべきであります。

同時に、農産物の自由化と労働市場の開放もF T Aの推進には欠かせないだけでなく、日本経済の将来を握るものであり、粘り強く国内の事情を説明し、多様な農業の共存が可能となるよう交渉すべきとの関連から、請願文章中の豪州との交渉中止には賛成しかねます。

また、「交渉の中止」を求めることは、「国の外交政策に関し、外国との交渉に影響を及ぼすこともあるので慎重に取り扱うべし」とした自治省（現総務省）事務次官通知もあることから慎重に取り扱う事項であると考えます。

なお、私的には、「我が国農業への影響に配慮し、農産物の関税撤廃に応じないこと」ととどめるべきと思っておりましたが、委員会における審議の中で、提案者及び紹介議員がいないため、審議が未消化に終わった感があります。

発議案の取りまとめにあたっては、提案者と議会の意思疎通ができるよう、提案者及び紹介議員を参考人とし、審議に参加させることを申し添えて、反対討論といたします。

○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の請願第22-1号に対する賛成討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、日本の農業を守り、発展させる立場から、E P A・F T A推進路線の見直しを求める請願に対して賛成討論をいたします。

命の糧である食と農がどうあるべきかが、今問われています。飢餓人口が10億を突破するなど、世界の食糧危機はますます深刻です。日本の食糧自給率が40パーセントという異常な水準に落ち込み、世界の人口の2パーセントの日本が国際市場に出回っている食料のうち10パーセントを輸入しています。

国際農産物価格の暴騰により、アフリカやアジア、中米の食糧危機は深刻です。日本でも輸入に依存する食料品や飼料が高騰し、深刻な不況に拍車をかけています。2008年後半に一時的に穀物相場が下がりましたが、投機が繰り返され、国際機関や農水省は中長期的に高値が続くと見通しています。食と農を守るために、食糧自給率向上を国政の最優先課題に

すべきです。その意味でも、先ほど反対討論がありました。農業構造改革を進める、こういう立場では、日本の農業を守ることはできません。JA全中は、生産調整を強化されている中での義務輸入に怒りを表明し、輸入の削減、義務的輸入の政府統一見解の見直し、国内の需要に影響を与えないことなどを政府に申し入れました。千葉県の農業生産高は全国3位であり、EPA・FTAを推進すれば、千葉県の農業、経済は、はかり知れない打撃をこうむります。

JA千葉県中央会会長から、日本共産党の演説会に共産党の農業政策に賛意を表するという内容のメッセージが寄せられました。共産党の政策は農産物の価格補償と所得補償により、農業を守り、自給率を高めるというものです。国民世論もまた食糧自給率を高めるべきが93パーセント、外国産より高くても国内で生産すべきが94パーセントにも達しています。内閣世論調査、2008年11月です。

一方、自公政権と財界は、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたWTO路線を前提にした2国間・地域間の協定であるEPA交渉を促進しました。

また民主党は、アメリカとの間で自由貿易協定(FTA)を締結し、貿易・投資の自由化を進める。また、オーストラリアを含む、アジア・太平洋自由貿易圏(FTAAP)の構築を積極的に推進しようとしています。この方向で自由化が実施されるならば、日本の農業は壊滅的な危機に直面します。八街市の農家の皆さんも「輸入自由化が、これ以上進んだら、もう八街の農業は終わりです」と言っておられます。

農水省の試算によれば、平成12年から17年までの農家数の減少や作付面積の減少等は今後も歯止めがかからず、向こう10年も同じように推移すれば、農業生産力は現状より25パーセント低下するとしています。世界では、食料を市場・自由貿易原理に任せるのをやめて、食料主権に基づく、食料・農業政策の確立を求める流れが広がっています。国連でもこのような流れが広がっており、国連人権理事会、食料に対する権利、特別報告者のドシュッテル氏は、1、各国の農業・食糧政策は飢餓からの解放と安全な食を求める権利を実現するために決められるべきだ。2、WTOや地域貿易協定は、これを妨害する政策を強要してはならないと勧告しました。2009年3月です。

今求められていることは、歯止めなき自由化を促進するWTO農業協定やEPA・FTA路線を見直し、食料政策を決める権利、食料主権を保障する貿易ルールです。

以上の理由から、私はEPA・FTA推進路線の見直しを求める請願に賛成いたします。以上です。

○議長(北村新司君)

次に、山本邦男議員の請願第22-2号に対する反対討論を許します。

○山本邦男君

私は、請願第22-2号に対しまして、反対の立場で討論をいたします。

今回の請願書にある30万トン相当の備蓄米を適正な価格で買い入れるだけの目先の対応

だけでは、米価の回復・安定にはつながらないと考えます。

米の価格というもの是非常に不安定であることは事実でございますが、その年の作柄、そして備蓄米等の影響が非常に大きいというふうに思います。かえって、30万トンを買入れることによって、暴騰する可能性さえ含まれているように思います。身近なところで例えさせていただきますと、けがをして、治療もせずにカットバンでふさいで、出血を止めるというような内容に似ておるような気がいたします。

水田農業の確立を図るためには、「水田を中心とした土地利用型農業活性化対策大綱」に即した施策を、総合的に、かつ的確に推進するとともに、輸入米の取り扱いについては、国内米の流通に影響を及ぼさないように適切な措置を講じ、米の生産者を中心として経営に取り組めるよう、生産振興・流通対策、所得・経営安定対策の充実強化に努めることが、米価回復・安定に向けて重要であると考えます。

また、食糧自給率の向上に向け、日本型食生活の普及啓発対策等を充実強化し、米の消費拡大を図ることも重要であり、こういった政策を積極的に推進することを求めるべきです。

以上のことから、本請願の採択に反対することを求めまして討論といたします。

○議長（北村新司君）

次に、京増藤江議員の請願第22-2号に対する賛成討論を許します。

○京増藤江君

それでは、私は、請願第22-2号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願に対する賛成討論をいたします。

食糧制度が廃止され、下支えを外された米価は、ピーク時（1993年）の1俵60キロ、2万2千760円から、現在では4割強、9千円近く下がっています。500ミリリットルのペットボトルの水は、1本120円前後ですが、同じ量の米は100円程度という異常事態です。

そのような中、政府は2月に備蓄米を16万トン買い入れましたが、買い入れ数量の少なさと合わせて、買い入れ価格は、相対取引価格1万4千751円を大幅に下回る1万2千950円台という異常な安値でした。それが米価先安のシグナルとなり、過剰感を一気に広げて米価を下落させたことは、政府の重大な失政と言わざるを得ません。

米価の下落に歯止めをかけ、需要と供給を安定させることは、米の戸別所得補償モデル事業、これの円滑な運営にとっても、米の再生産や食糧自給率を向上させるためにも、下落した米価を回復させ、価格の安定を図ることは緊急課題です。

米は唯一、自給が可能であり、日本農業の土台です。農産物の一層の自由化と市場任せの政策を進め、食糧自給率向上どころか、国産の米さえ危うい、こういうことになりかねない道に進むのか、それとも、輸入規制を強めて価格補償を柱にした米政策の抜本的な転換で日本の水田を活かし切って、食糧自給率の向上に向かうのかが、今問われています。

ミニマムアクセスの制度は、WTO協定上、輸入義務ではなく、最低限の輸入機会の提供にすぎません。農民には減反を迫りながら、汚染米が発生しても、世界で米不足になっても、

ミニマムアクセス米の輸入を続けていることは重大問題です。

現在、国産米の在庫は少しでも不作になれば、不足するという綱渡り状態であり、国民の主食を確保する政策が求められています。

今の反対討論の中でも米の値段、大変不安定な状況になる場合もある、こういうような中身もございました。委員会において、いかに自給率を上げるかが最大の課題であり、国は若い人が農業に従事できるようにすべきであり、30万トンの買い入れだけでは、自給率が高まるのか、疑問だという反対意見がありました。ただいまも、これだけでは解決しない、かえって米価が暴騰するのではないか、こういうような反対討論がありました。そして、食糧自給率の向上に向けて、米の消費拡大が必要ではないか、このようなことが述べられて反対討論となっております。しかし、確かにこれだけで問題は解決されるわけではありません。今、市場で問題視されているのは、30万トンの過剰です。もし、現状を放置すれば、秋には過剰が雪だるま式に広がりかねません。政府は今回の買い入れによって、国産米による100万トンの備蓄を満たしたとしていますが、その中身は2005年産など、主食には不向きな、約30万トンの米が含まれております。これらを主食以外の用途に振り向ければ、30万トンの買い入れは十分可能です。秋の米価下落を防いでいくためにも、今、直ちに対策が緊急に求められています。今すぐできることから始める緊急対策と、自給率を高めるために政策の大もとを変えるという二重の課題があります。

2008年産を含む30万トン相当の備蓄米を適正な価格で買い入れることは、今やるべき最低限の課題と思います。

以上の理由から、私は、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願に賛成をいたします。以上です。

○議長（北村新司君）

ほかに討論の通告はありません。

これで、討論を終了します。

これから、採決を行います。

採決は分割して行います。

最初に、議案第6号、八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第6号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第7号、八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第7号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第8号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第10号、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第10号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第11号、千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第11号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号、平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第12号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号、印旛郡市広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに印旛郡市広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規

約の制定に関する協議についてを採決します。

この議案に対する委員長報告は可決です。

この議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立全員)

○議長（北村新司君）

起立全員です。議案第13号は、原案のとおり可決されました。

次に、請願第22-1号、EPA・FTA推進路線の見直しを求める請願についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は採択です。

この請願を採択とすることに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。請願第22-1号は、採択と決定しました。

次に、請願第22-2号、備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願についてを採決します。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

この請願を採択することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立少数)

○議長（北村新司君）

起立少数です。請願第22-2号は、不採択と決定しました。

会議中ではありますが、ここで5分間の休憩いたします。

(休憩 午前11時55分)

(再開 午後12時00分)

○議長（北村新司君）

再開します。

休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいま、中田眞司議員から発議案第8号が提出されました。

お諮りします。この際、これを日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題としたいと思いを。

ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

発議案第8号を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第1、発議案の上程を行います。

発議案第8号の提案理由の説明を求めます。

○中田眞司君

発議案第8号について、説明をさせていただきます。

発議案第8号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書の提出について。

上記の議案を次のとおり、八街市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

平成22年6月17日。

八街市議会議長、北村新司様。

提出者、八街市議会議員、中田眞司。

賛成者、湯淺祐徳議員、同じく京増藤江議員、同じく山本邦男議員、同じく加藤弘議員。

それでは、意見書の朗読をもって、提案理由の説明とさせていただきます。

国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書（案）

FAO（国連食糧農業機構）は先般、飢餓人口が10億人を突破したことを公表し、農林水産省も、「世界の食料は、穀物等の在庫水準が低く、需要がひっ迫した状態が継続する。食料価格は2006年以前に比べて高い水準で、かつ、上昇傾向で推移する」と分析しています。「2018年における食糧需給見通し」2009年1月16日。

こうした事態は、これまでの自由貿易万能論の行き詰まりを示すとともに、今日の深刻な世界の食糧問題を解決するためには、それぞれの国が主要食糧の増産を図り、食糧自給率を向上させることの重要性を示しています。そして、農産物の全面的な輸入自由化と生産刺激的な農業補助金の削減・廃止を世界に押し付けたWTO農業協定路線や、WTO路線を前提にした2国間・地域間の協定であるEPA・FTA路線の見直しを強く求めています。

日本では自公政権が「EPA戦略」を打ち出し、メキシコ、タイ、フィリピンなどとの協定を発効させ、オーストラリア等との交渉を行ってきました。政権交代によって誕生した鳩山政権は、日豪EPA交渉を継続するとともに、中断している日韓FTA交渉の再開に動き、さらに、日中韓FTAに向けた国家レベルによる研究を開始しています。

昨年末に閣議決定した「新成長戦略」では、2020年を目標にAPEC（アジア太平洋経済協力会議）の枠組みを活用した「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」を構築することを打ち出すに至っています。

APECには太平洋に面するアメリカ、カナダ、オーストラリア、中国、韓国、ロシア、東南アジア諸国など、世界の主要な農産物輸出国を含む21カ国が加入しており、仮に、この枠組みで自由化が実施されれば、日本の農業は壊滅的危機に直面することは明らかです。

政府は「農業に影響を与えないFTA交渉」を強調していますが、農産物輸出国のねらいは農産物関税の撤廃にあり、一旦、交渉が始まったら取り返しのつかない事態を招くことは避けられません。

こうした輸入自由化路線は、国内の農産物価格の暴落を引き起こし、現在、政府が推進している「戸別所得補償」の政策効果を台なしにし、制度そのものを破綻させかねません。

今求められていることは、食糧をさらに外国に依存する政策と決別し、世界の深刻な食糧問題に正面から向き合い、40パーセント程度に落ち込んだ食糧自給率を向上させる方向に大きく踏み出すことです。

以上の趣旨から下記の事項についての実現を要請いたします。

記

1. EPA・FTA推進路線を見直すとともに、日豪交渉を中止し、「アジア太平洋自由貿易圏（FTAAP）」による農産物の関税撤廃を行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月。

八街市議会議長、北村新司。

内閣総理大臣、外務大臣、農林水産大臣、経済産業大臣あて。

以上、よろしくご審議の上、ご賛同くださいますよう、お願いいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（北村新司君）

お諮りします。ただいま議題となっております発議案第8号は、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

+

○議長（北村新司君）

ご異議なしと認めます。

発議案第8号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これから、発議案第8号に対しての質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

質疑がなければ、これで、質疑を終了します。

これから、討論を行います。

発議案第8号についての討論を許します。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（北村新司君）

討論がなければ、これで発議案第8号の討論を終了します。

これから、採決を行います。

発議案第8号、国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書の提出についてを採決します。

この発議案は、原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（北村新司君）

起立多数です。発議案第8号は、原案のとおり可決されました。

本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成22年6月第2回八街市議会定例会を閉会します。

この定例会は、終始熱心な審議を経て、すべての案件を議了し、ただいま閉会になりました。

執行部は、各議員から出されました意見を十分尊重し、市政を執行されるよう強く要望いたしました。閉会のごあいさつといたします。

議員の皆様に申し上げます。

この後、議会だより編集委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

なお、午後1時10分から議会運営委員会を開催しますので、関係する委員は第2会議室にお集まりください。

長時間ご苦勞さまでした。

(閉会 午後12時08分)

○本日の会議に付した事件

1. 発議案の上程

発議案第2号から第7号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

2. 議案第6号から議案第13号（議案第9号を除く）

請願第22-1号から請願第22-2号

委員会報告、質疑、討論、採決

3. 発議案の上程

発議案第8号

提案理由の説明

委員会付託省略、質疑、討論、採決

-
- 発議案第2号 口蹄疫の蔓延防止に向けた対策の充実強化等を求める意見書の提出について
発議案第3号 子宮頸がん撲滅のための施策を求める意見書の提出について
発議案第4号 子どもたちの生命を守るため、ヒブワクチン及び肺炎球菌ワクチンへの公費助成、定期接種化を求める意見書の提出について
発議案第5号 義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書の提出について
発議案第6号 国における平成23（2011）年度教育予算拡充に関する意見書の提出について
発議案第7号 国民健康保険に対する国保負担の増額、改善を求める意見書の提出について
発議案第8号 国産農産物の生産者価格の大暴落を引き起こすEPA・FTA推進路線の見直しを求める意見書の提出について
議案第6号 八街市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第7号 八街市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第8号 八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
議案第10号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第11号 千葉県後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県後期高齢者医療広域連合同約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
議案第12号 平成22年度八街市国民健康保険特別会計補正予算について
議案第13号 印旛郡市広域市町村圏事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び共同処理する事務の変更並びに印旛郡市広域市町村圏事務組合同約の一部を改正する

+

+

規約の制定に関する協議について

請願第22-1号 E P A ・ F T A 推進路線の見直しを求める請願

請願第22-2号 備蓄米買い入れと米価の回復・安定を求める請願

+

+

+

上記会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するためにここに署名する。

平成 年 月 日

八街市議会議長 北 村 新 司

八街市議会議員 加 藤 弘

八街市議会議員 鯨 井 眞 佐 子

+

+

+

+

+

+

+

+

+

+